

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 20 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	製材所における木質バイオマスボイラーの新設
排出削減事業者名	株式会社東木材
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
その他関連事業者名	
事業実施場所	株式会社東木材 (鹿児島県枕崎市桜山東町 969)
事業の概要	本事業は、株式会社東木材において、木質バイオマスボイラーを導入し、二酸化炭素排出量を削減する事業である。
排出削減量の計画	2012 年度： 1 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 1 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2013 年 3 月 21 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001-A ボイラーの新設

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2013年1月10日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：株式会社東木材 (鹿児島県枕崎市桜山東町969)</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で3.6年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>3) 追加性判断における定性要因 当該組織の事業者は、鹿児島県産材の製材加工を行っており、地元木材の有効活用と木材業界の活性化に寄与する活動を推進している。その一環として、製材所が出る端材を廃棄処理することなく、乾燥用熱源のエネルギーとして利用することが決定された。また、本事業ではカーボンニュートラルでCO2削減効果も高いことから、本制度に参加し環境貢献のアピール材料としたいとの意向も、事業実施の背景にあることを確認した。 以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001-A に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、木質バイオマスボイラーを新設していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、バイオマス燃料とするボイラーであるため、高効率化は不問であることを現地確認及び関連資料により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、バイオマスボイラーにより生産した温水はすべて自家消費しており、他への供給はないことを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p> <p>4) 本事業に使用するバイオマス燃料の輸送等に係るリーケージ排出量については、本削減事業の排出削減量の 5% 未満であることを、排出削減事業者への質問及び燃料供給事業者の情報等から確認している。</p>
----------------------------	--

4. 特記事項

- ・燃料に使用する木材は鹿児島県内の未利用材であり、製材所内で出た端材を燃料としており、必要量は十分にまかなえるため他からの購入はないことを確認している。